

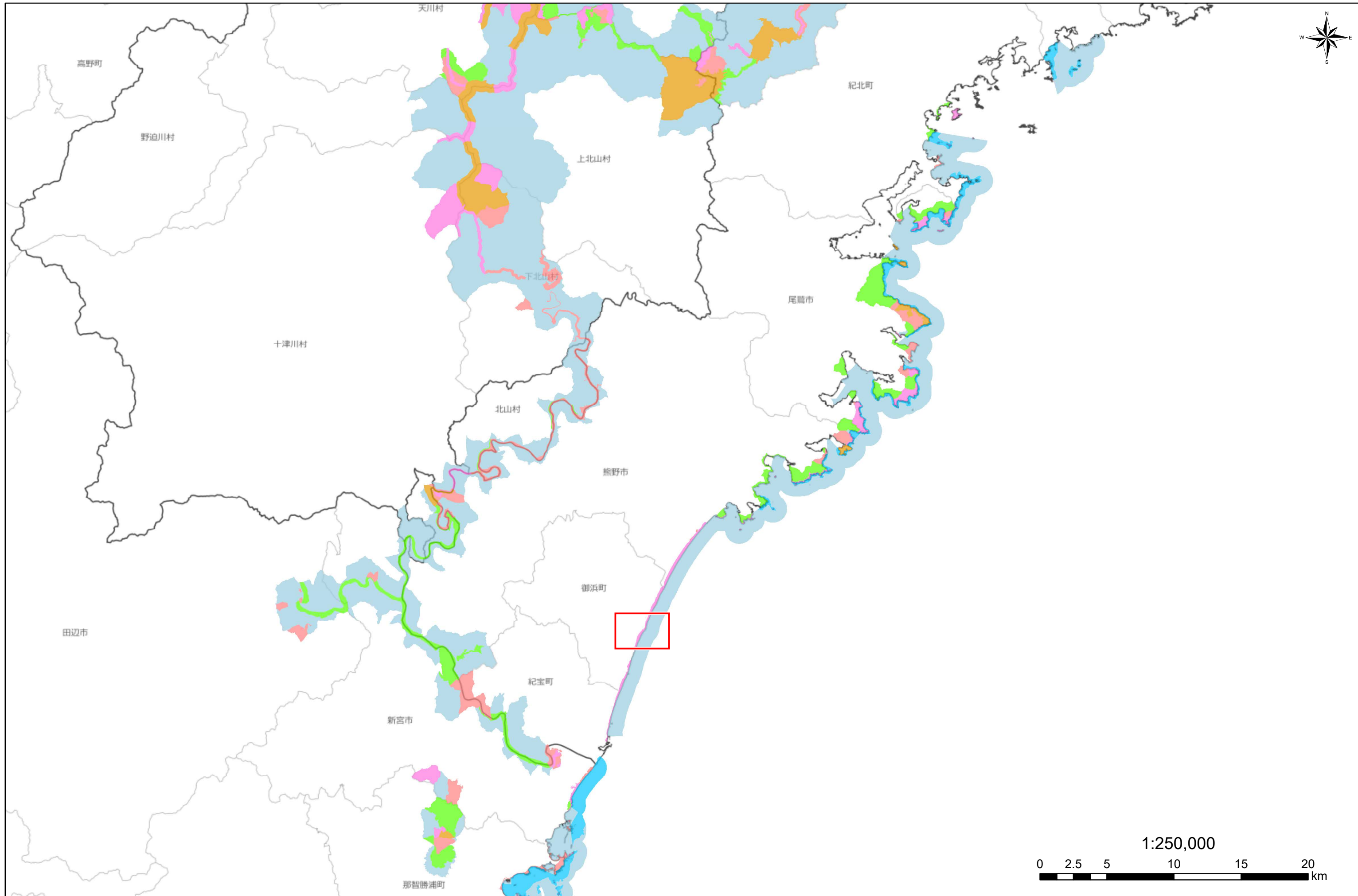
ウ 関連事項

(ア) 乗入れ規制区域及び期間

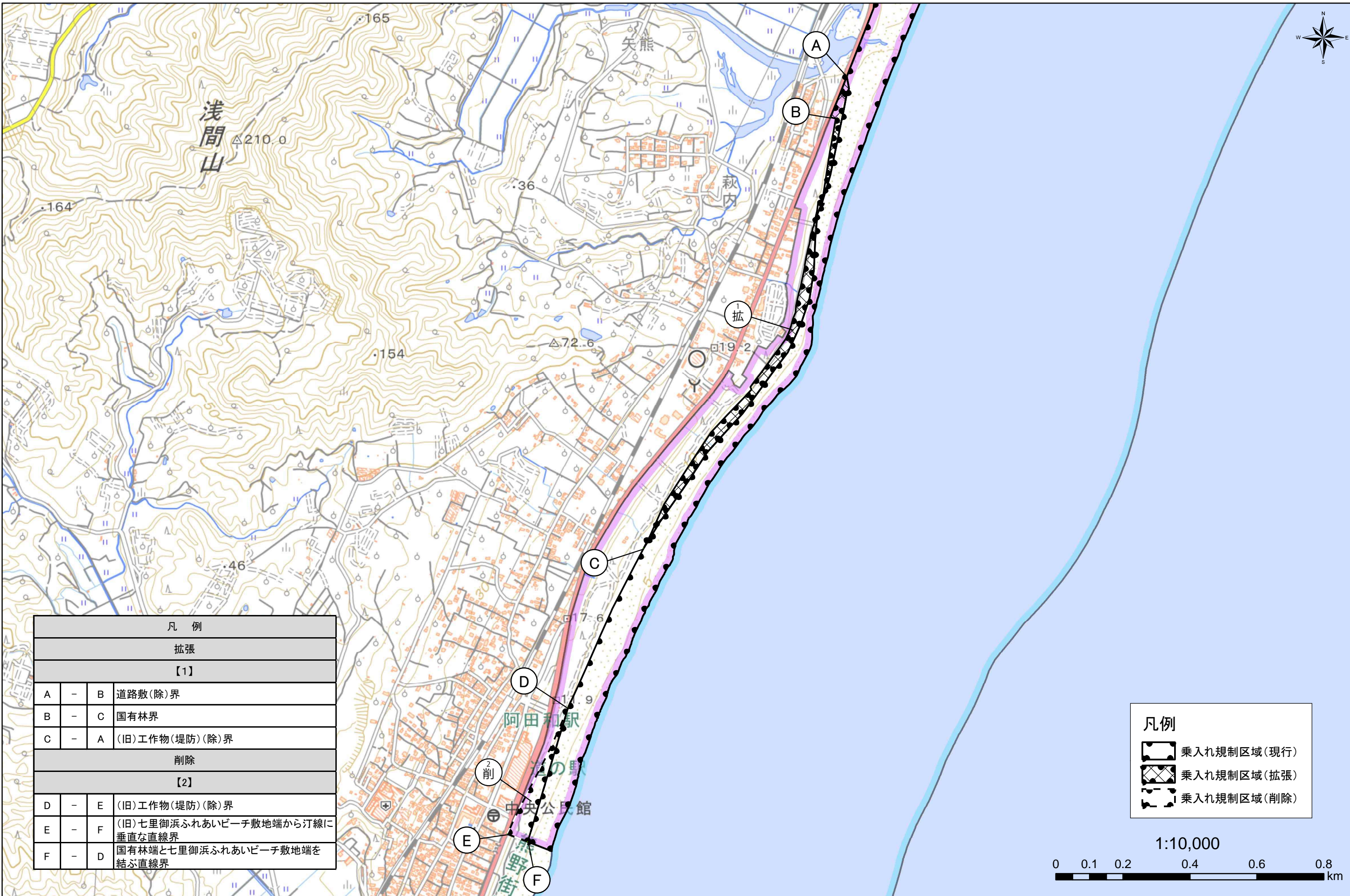
車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する区域を、次のとおり変更する。

(表 13 : 乗入れ規制区域及び期間表)

番号	区分	名称	区域	地種区分	変更理由	変更面積 (ha)	変更後 面積 (ha)
1	拡張	七里御浜	三重県南牟婁郡 御浜町 大字下市木 及び 大字阿田和の 各一部	第 1 種特別地域	区域線であった堤防の消失に伴い、新たな区域線として国有林界を設定した結果、区域が拡張したため。	3	152
2	削除	七里御浜	三重県南牟婁郡 御浜町 大字阿田和の 一部	第 1 種特別地域	区域内に道路が存在することから、利用上の観点 を踏まえ、区域から削除。	△1	

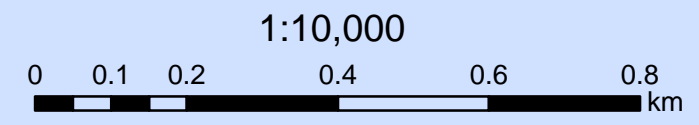


乗入れ規制区域変更図



凡例			
拡張			
【1】			
A	-	B	道路敷(除)界
B	-	C	国有林界
C	-	A	(旧)工作物(堤防)(除)界
削除			
【2】			
D	-	E	(旧)工作物(堤防)(除)界
E	-	F	(旧)七里御浜ふれあいビーチ敷地端から汀線に垂直な直線界
F	-	D	国有林端と七里御浜ふれあいビーチ敷地端を結ぶ直線界

凡例	
	乗入れ規制区域(現行)
	乗入れ規制区域(拡張)
	乗入れ規制区域(削除)



(イ) 捕獲等規制動植物及び区域

海域公園地区において捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷を規制する動植物及びその区域を、次のとおり追加する。

(表 14：捕獲等規制動植物及び区域追加表)

番号	海域公園地区名	区域	地区の概要	面積 (ha)	捕獲等規制動植物	
3	^{ひらせじま} 平瀬島海域公園地区	全域	表 11「地区の概要」のとおり	172.4	表 16 のとおり	
4	^{いわ} オドナ岩・ ^{いわ} ダイヤ岩海域公園地区	全域	表 11「地区の概要」のとおり	93.6		
5	^{しまかつら} 島勝浦・ ^{すがり} 須賀利海域公園地区	全域	表 11「地区の概要」のとおり	309.6		
6	^{ゆくのうら} 行野浦海域公園地区	全域	表 11「地区の概要」のとおり	138.5		
7	^{くきさき} 九木崎海域公園地区	全域	表 11「地区の概要」のとおり	66.1		
8	^{みきさき} 三木崎海域公園地区	全域	表 11「地区の概要」のとおり	156.5		
9	^{ばな} カイトロー鼻・ ^{すずこじま} 鈴置島海域公園地区	全域	表 11「地区の概要」のとおり	42.4		表 16 に、シコロサンゴを加える

本地域の既存の捕獲等規制動植物及び区域については、海域公園地区の区域及び名称変更等に伴い、次のとおり変更する。

(表 15 : 捕獲等規制動植物及び区域変更表)

番号	区分	変更前 海域公園 地区名	変更後 海域公園 地区名	区域	地区の概要	変更理由	変更 面積 (ha)	変更後 面積 (ha)	変更する捕獲等規制 動植物
1	拡張、名称変更 及び捕獲等規制 動植物の追加	熊野灘 にぎしま 二木島2号	たてがきま 楯ヶ崎海域 公園地区	全域	表12「変更 理由」のとおり	右記で示した生物は当該海域内 で一種又は複数種が確認され、 指定により密漁防止等の効果が見込まれるため。	104.1	111.5	カエルアンコウ属 <i>Antennarius</i> 、 ハマサンゴ属 <i>Porites</i> 、 ノウサンゴ属 <i>Platygyra</i> 、 ヤスリサンゴ属 <i>Coscinaraea</i> 、 バロニア属 <i>Valonia</i>

番号	区分	変更前 海域公園 地区名	変更後 海域公園 地区名	区域	地区の概要	変更理由	変更 面積 (ha)	変更後 面積 (ha)	変更する捕獲等規制 動植物
1	拡張、名称変更 及び捕獲等規制 動植物の削除	熊野灘 二木島2号	楯ヶ崎海域 公園地区	全域	表12「変更 理由」のとおり	<p>右記で示したサンゴ類及びバロニアは、区域内に分布しないと考えられるため。</p> <p>ラップウニ及びシラヒゲウニは今後、海域環境の保全を目的とした採捕等を行う可能性があるため。</p> <p>テンジクダイ科、ハコフグ科、ミナミハタンポ、コモンフグ、ニシキベラ、ミノカサゴ、ミル属は、食用に供する可能性があるため。</p> <p>カエルアンコウは、当該海域に同属別種が複数種生息し、属レベルでの指定が効果的であるため。</p>	104.1	111.5	テンジクダイ科、ハコフグ科、ミナミハタンポ、コモンフグ、ニシキベラ、ミノカサゴ、カエルアンコウ（イザリウオ）、ハナヤサイサンゴ、ショウガサンゴ、ハマサンゴ、ノウサンゴ、トゲサンゴ、クシモトヤスリサンゴ、オオナガレハナサンゴ、 ラップウニ、シラヒゲウニ、 ミル属、バロニア

番号	区分	変更前 海域公園 地区名	変更後 海域公園 地区名	区域	地区の概要	変更理由	変更 面積 (ha)	変更後 面積 (ha)	変更する捕獲等規制 動植物
2	拡張、名称変更 及び捕獲等規制 動植物の追加	熊野灘 二木島1号	にぎしま・ 二木島・ 遊木海域 公園地区	全域	表12「変更 理由」のとおり	右記で示した生物は当該海域内 で一種又は複数種が確認され、 指定により密漁防止等の効果が見込まれるため。	74.9	82.0	カエルアンコウ属 <i>Antennarius</i> 、 ハマサンゴ属 <i>Porites</i> 、 ノウサンゴ属 <i>Platygyra</i> 、 ヤスリサンゴ属 <i>Coscinaraea</i> 、 バロニア属 <i>Valonia</i>

番号	区分	変更前 海域公園 地区名	変更後 海域公園 地区名	区域	地区の概要	変更理由	変更 面積 (ha)	変更後 面積 (ha)	変更する捕獲等規制 動植物
2	拡張、名称変更 及び捕獲等規制 動植物の削除	熊野灘 二木島1号	二木島・ 遊木海域 公園地区	全域	表12「変更 理由」のとおり	<p>右記で示したサンゴ類及びバロニアは、区域内に分布しないと考えられるため。</p> <p>ラップウニ及びシラヒゲウニは今後、海域環境の保全を目的とした採捕等を行う可能性があるため。</p> <p>テンジクダイ科、ハコフグ科、ミナミハタンポ、コモンフグ、ニシキベラ、ミノカサゴ、ミル属は、食用に供する可能性があるため。</p> <p>カエルアンコウは、当該海域に同属別種が複数種生息し、属レベルでの指定が効果的であるため。</p>	74.9	82.0	テンジクダイ科、ハコフグ科、ミナミハタンポ、コモンフグ、ニシキベラ、ミノカサゴ、カエルアンコウ（イザリウオ）、ハナヤサイサンゴ、ショウガサンゴ、ハマサンゴ、ノウサンゴ、トゲサンゴ、クシモトヤスリサンゴ、オオナガレハナサンゴ、 ラップウニ、シラヒゲウニ、 ミル属、バロニア

(表 16 : 捕獲等規制動植物表) (※1)

◆魚類 : 10 種類 (4 科、1 属及び 5 種)

Syngnathidae (ヨウジウオ科) 全種、Chaetodontidae (チョウチョウオ科) 全種、Pomacentridae (スズメダイ科) 全種、Balistidae (モンガラカワハギ科) 全種、

*Antennarius*属 (カエルアンコウ属) 全種、

Pseudanthias squamipinnis (キンギョハナダイ)、*Diploprion bifasciatum* (キハッソク)、

Aulacocephalus temminckii (ルリハタ)、*Cirrhilabrus temminckii* (イトヒキベラ)、*Canthigaster rivulata* (キタマクラ)

◆刺胞動物 : 22 種類 (5 属及び 17 種) (※2)

*Acropora*属 (ミドリイシ属) 全種、*Porites*属 (ハマサンゴ属) 全種、*Coscinaraea*属 (ヤスリサンゴ属) 全種、*Astraeosmilia tumida* (タバネサンゴ)、

Dipsastraea speciosa (キクメイシ)、*Hydnophora pilosa* (イボサンゴ)、*Physophyllia ayleni* (ウミバラ)、*Platygyra*属 (ノウサンゴ属) 全種、

Echinophyllia aspera (キッカサンゴ)、*Lobophyllia valenciennesii* (ハナガタサンゴ)、

Solanderia secunda (オオギウミヒドラ、オウギウミヒドラ)、*Dendronephthya*属 (トゲトサカ属) 全種、*Litophyton chabrolii* (チヂミトサカ)、

Stereonephthya japonica (キバナトサカ)、*Stereonephthya rubriflora* (アカバナトサカ)、*Melithaea japonica* (イソバナ)、

Melithaea ochracea (オオイソバナ)、*Euplexaura erecta* (オウギフトヤギ)、*Anthoplexaura dimorpha* (ハナヤギ)、*Menella rigida* (アカヤギ)、

Entacmaea quadricolor (サンゴイソギンチャク)、*Myriopathes japonica* (ウミカラマツ)

◆棘皮動物 : 2 種

Tropiometra macrodiscus (オオウミシダ)、*Certanaroda semiregularis* (アカヒトデ)

◆環形動物 : 1 種

Spirobranchus giganteus (イバラカンザシ)

◆海藻類（緑色植物門・紅色植物門・オクロ植物門）：5種類（2属及び3種）
*Valonia*属（バロニア属）全種、*Caulerpa brachypus*（ヘライワヅタ、ヘライワズタ）、
Martensia jejuensis（アヤニシキ）（※1）、
Padina arborescens（ウミウチワ）、*Amphiroa*属（カニノテ属）全種

計 40 種類（4科、8属及び28種）（※3）

（※1）学名は原則としてWoRMS（World Register of Marine Species）に従うが、アヤニシキの学名は吉田忠生・鈴木雅大・吉永一男「日本産海藻目録（2015年改訂版）」に従った。

（※2）新設の「カイトロー鼻・鈴置島海域公園地区」並びに既設の「楯ヶ崎海域公園地区」及び「二木島・遊木海域公園地区」では、ここに*Pavona decussata*（シコロサンゴ）が加わり「23種類（5属及び18種）」となる（種名の挿入位置は、*Acropora*と*Porites*の間）。

（※3）「カイトロー鼻・鈴置島海域公園地区」並びに「楯ヶ崎海域公園地区」及び「二木島・遊木海域公園地区」では、ここにシコロサンゴが加わり「計 41 種類（4科、8属及び29種）」となる。

(ウ) 普通地域

普通地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 17：普通地域（陸域）変更表)

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
三重県	尾鷲市 九鬼町の一部	13 〔国 0 公 0 私 13〕	尾鷲市 九鬼町の一部	14 〔国 0 公 0 私 14〕
	熊野市 育生町大井、五郷町大井谷、五郷町桃崎、神川町 神上、神川町花知、神川町柳谷、紀和町大栗須、 紀和町木津呂、紀和町花井、紀和町小川口、 紀和町小船、紀和町小森、紀和町長尾、紀和町 平谷、紀和町湯ノ口、紀和町楊枝、紀和町和気 及び須野町の各一部	3,213 〔国 0 公 538 私 2,675〕	熊野市 育生町大井、五郷町大井谷、五郷町桃崎、神川町 神上、神川町花知、神川町柳谷、紀和町大栗須、 紀和町木津呂、紀和町花井、紀和町小川口、 紀和町小船、紀和町小森、紀和町長尾、紀和町 平谷、紀和町湯ノ口、紀和町楊枝、紀和町和気 及び須野町の各一部	3,218 〔国 0 公 539 私 2,679〕
	南牟婁郡紀宝町 浅里、北檜杖及び瀬原の各一部	829 〔国 0 公 117 私 712〕	南牟婁郡紀宝町 浅里、瀬原及び北檜杖の各一部	829 〔国 0 公 117 私 712〕
奈良県	吉野郡十津川村 大字神下及び大字竹筒の各一部	733 〔国 0 公 80 私 653〕	吉野郡十津川村 大字神下及び大字竹筒の各一部	733 〔国 0 公 80 私 653〕

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
和歌山県	田辺市 本宮町請川、本宮町大津荷、本宮町川湯、本宮町小津荷、本宮町高山、本宮町本宮、本宮町皆瀬川、本宮町耳打、本宮町湯峯及び本宮町渡瀬の各一部	1,247 〔国 0 公 159 私 1,088〕	田辺市 本宮町請川、本宮町大津荷、本宮町川湯、本宮町小津荷、本宮町高山、本宮町本宮、本宮町皆瀬川、本宮町耳打、本宮町湯峯及び本宮町渡瀬の各一部	1,247 〔国 0 公 159 私 1,088〕
	新宮市内 国有林和歌山森林管理署 105 林班、106 林班、107 林班及び 1135 林班の全部並びに 108 林班及び 109 林班の各一部	2,990 〔国 500 公 364 私 2,126〕	新宮市内 国有林和歌山森林管理署 105 林班、106 林班及び 107 林班の全部並びに 108 林班及び 109 林班の各一部	2,842 〔国 352 公 364 私 2,126〕
	新宮市 相賀、熊野川町相須、熊野川町九重、熊野川町篠尾、熊野川町四瀧、熊野川町嶋津、熊野川町田長、熊野川町玉置口、熊野川町西敷屋、熊野川町能城山本、熊野川町東敷屋、熊野川町日足、熊野川町宮井、高田及び南檜杖の各一部		新宮市 相賀、熊野川町相須、熊野川町九重、熊野川町篠尾、熊野川町四瀧、熊野川町嶋津、熊野川町田長、熊野川町玉置口、熊野川町西敷屋、熊野川町能城山本、熊野川町東敷屋、熊野川町日足、熊野川町宮井、高田及び南檜杖の各一部	
	東牟婁郡那智勝浦町 大字井関、大字市野々、大字口色川、大字小阪、大字那智山及び大字南平野の各一部	455 〔国 3 公 83 私 369〕	東牟婁郡那智勝浦町 大字井関、大字市野々、大字口色川、大字小阪、大字那智山及び大字南平野の各一部	613 〔国 161 公 83 私 369〕
	東牟婁郡北山村 大字大沼、大字小松、大字下尾井、大字竹原及び大字七色の各一部	1,316 〔国 0 公 121 私 1,195〕	東牟婁郡北山村 大字大沼、大字小松、大字下尾井、大字竹原及び大字七色の各一部	1,320 〔国 0 公 123 私 1,197〕
	これらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の一部を含む。		これらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の一部を含む。	

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
			変更部分面積合計	△20 [国 △10 公 △3 私 △7]
			変更前普通地域面積	10,816 [国 513 公 1,465 私 8,838]
			変更後普通地域面積	10,796 [国 503 公 1,462 私 8,831]

エ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は、次のとおりとなる。

(表 18 : 地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位 : 面積ha、比率%)

地域区分	特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公園 地区※	普通地域 (海域)※	合計 (海域)※
	特別保護地区			第1種			第2種			第3種			国	公	私	国	公	私			
土地所有別	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私							国	公	私
三重県	土地所有別面積	15	172	15	102	365	259	302	246	618	323	483	1234	0	655	3,400	742	1,921	5,526		
	地種区分別面積				726			1166			2,040										
	地域地区別面積	202												3,932							
	地域別面積	4,134												4,055			8,189				
奈良県	土地所有別面積	5	0	0	7	6	16	0	1	9	46	0	2	0	80	653	58	87	680		
	地種区分別面積				29			10			48										
	地域地区別面積	5												87							
	地域別面積	92												733			825				
和歌山県	土地所有別面積	7	1	104	252	0	27	476	49	497	841	89	780	503	727	4,778	2,079	866	6,186		
	地種区分別面積				279			1,022			1,710										
	地域地区別面積	112												3,011							
	地域別面積	3,123												6,008			9,131			25ヶ所 12,222.0	22,226
合計	土地所有別面積	27	173	119	361	371	302	778	296	1,124	1,210	572	2,016	503	1,462	8,831	2,879	2,874	12,392		
	地種区分別面積 (比率)				1,034 (5.7)			2,198 (12.1)			3,798 (20.9)										
	地域地区別面積 (比率)	319 (1.8)												7,030 (38.7)							
	地域別面積 (比率)	7,349 (40.5)												10,796 (59.5)			18,145 (100.0)			25ヶ所 12,222.0 (35.5)	22,226 (64.5)

※ 海域は国の所有に属する公有水面であり、県別・点検地域別に面積を表示することはできないため、吉野熊野国立公園全体の数値を示す。

注) 既存の公園区域の面積は、GISソフトを用いて再計算した数値による。

4 事業計画の変更内容

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

利用施設計画の一部を、次のとおり変更する。

(ア) 道路

次の車道を次のとおり変更する。

(表 20：道路（車道）変更表)

現 行					新 規					理 由
番 号	路線名	区 間	主要経由地	告示年月日	番 号	路線名	区 間	主要 経由地	整備方針	
3	七色宮井線 道路（車道） 【利用施設 計画変更図 1】	起点 - 三重県熊野市（神川・国立公園境界） 終点 - 奈良県吉野郡十津川村 （東野・国立公園境界） 起点 - 和歌山県新宮市 （玉置口・国立公園境界） 終点 - 和歌山県新宮市 （玉置口・国立公園境界） 起点 - 和歌山県新宮市 （玉置口・国立公園境界） 終点 - 和歌山県新宮市 （玉置口・国立公園境界） 起点 - 和歌山県新宮市 （玉置口・国立公園境界） 終点 - 和歌山県新宮市 （宮井・車道合流点）	大沼、 下尾井、 小松、 玉置口	平成 9 年 12 月 16 日 環境庁告示第 91 号	3	七色宮井線 道路（車道）	起点 - 三重県熊野市（神川・国立公園境界） 終点 - 奈良県吉野郡十津川村 （東野・国立公園境界） 起点 - 和歌山県新宮市 （玉置口・国立公園境界） 終点 - 和歌山県新宮市 （玉置口・国立公園境界） 起点 - 和歌山県新宮市 （玉置口・国立公園境界） 終点 - 和歌山県新宮市 （宮井・車道合流点）	大沼、 下尾井、 小松、 玉置口、 竹筒	溪谷を探索 する車道及び 山岳部と海岸 部を結ぶ連絡 車道として 整備する。	カーブが多く狭隘な 道路を直線化・広幅化 するためのトンネルが 設置されたことから、 公園利用者の利便性 向上を図るために当該 トンネルを車道事業と するもの。
8	新宮本宮線 道路（車道） 【利用施設 計画変更図 2】	起点 - 和歌山県新宮市（新宮・国立公園境界） 終点 - 和歌山県新宮市（能城・国立公園境界） 起点 - 和歌山県新宮市（上村・国立公園境界） 終点 - 和歌山県田辺市（本宮・国立公園境界）	白見、 志古、 宮井	昭和 63 年 11 月 7 日 環境庁告示第 53 号	4	新宮本宮線 道路（車道）	起点 - 和歌山県新宮市（新宮・国立公園境界） 終点 - 和歌山県田辺市（本宮・国立公園境界）	白見、 志古、 宮井	新宮より熊野 川沿いを経て 本宮へ至る 車道として 整備する。	カーブが多く狭隘な 道路を直線化・広幅化 するための橋梁及び トンネルが設置された ことから、公園利用者の 利便性向上を図るため に当該橋梁及びトンネ ルを車道事業とする もの。

